

裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人 仙台市青葉区大町2-3-11
仙台大町レイトンビル4階
太田 伸二

処 分 庁 石巻市社会福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和2年7月16日付けで提起した処分庁石巻市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定による生活保護変更申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和2年4月21日付け1石福保第296号で請求人に対してした生活保護変更申請却下処分は、これを取り消す。

第1 事案の概要

- 1 請求人は、令和元年10月16日に火災に遭い、同年11月1日付けで転居した。
- 2 請求人は、令和元年12月18日に処分庁を訪れ、保有している暖房器具は6畳用の石油ストーブだけだが、火災時に水を被っていて満足に使用できる状態でないとして、暖房器具の購入費用を支給してほしい旨相談したところ、処分庁は、検討して回答すると説明し、同月20日に請求人宅を訪問し状況を確認することとした。
- 3 処分庁は、令和元年12月20日に請求人宅を訪問し、暖房器具について、2011年製の6畳用のストーブが1台あることを確認した。
- 4 処分庁は、令和元年12月26日にケース診断会議を開催し、請求人の暖房器具の費用について支給不可と決定した。
- 5 処分庁は、令和2年1月6日に請求人に架電し、ケース診断会議で検討した結果について報告した。検討の結果は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2の（6）のアの（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない、また、局長通知第7の2の（6）のイの観点についてはストーブを所持していることから最低生活に直接必要な暖房器具を持ち合わせていないとはいえず、支給対象としないというものであった。
- 6 請求人は、令和2年2月20日に代理人太田伸二（以下「代理人」という。）とともに処分庁を訪れ、請求人が新たに購入した暖房器具について、その購入費用を支給するよう求める同日付けの意見書（以下「意見書」という。）を処分庁に提出した。
- 7 処分庁は、令和2年5月21日に、令和2年4月21日付け1石福保第296号で請求人宛て

に意見書に対する回答書（以下「回答書」という。）を送付した。なお、処分庁は、弁明書において、回答書の令和2年4月21日の日付けが誤記であったことを認め、令和2年5月21日に訂正するとしている。

- 8 請求人は、提出した意見書には明確に暖房器具の購入費用の支給を求める意思を表示しているため保護変更申請として扱うべきであり、処分庁の回答書は暖房器具の購入費用に係る保護変更申請却下処分とみなし、これを不服として、令和2年7月16日付けで宮城県知事に対し、その取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人は、令和元年10月16日に、居住していた市営住宅が火災という災害に遭ったものであり、火災前に使用していた暖房器具は、消火活動で水をかぶり安全に使用することができないものであった。水をかぶったストーブが使用できないことは、一般的なストーブの取扱説明書や注意書きにも記載されている。そのようなものを使用すれば漏電や火災につながるおそれがあり、廃棄しなかったものの使用を躊躇せざるを得なかった。

局長通知第7の2の（6）のアの（ウ）の要件を満たす。そして、冬季加算の認定がされる令和2年11月の時点では暖房器具の持ち合わせがなかったことからすれば、局長通知第7の2の（6）のイの要件を満たしていた。また、通常であれば事前相談を要するところ、購入を希望する旨を処分庁に伝えていたが、認めないとの回答があり、請求人としても支給されないと誤認していた点で、事前相談がなかったことを問題とすることはできない。本件処分は、厚生労働省の通知の解釈を誤ったものであって、取り消されるべきである。

なお、意見書には暖房器具の購入費用を求める意思が明確に記載されており、意見書を提出した際に処分庁に対して口頭でも申請の意思を示しているところ、法第24条によれば保護変更申請の意思は書面で表すこととされているものの形式についての規定はないことから、申請書などのタイトルでなくても申請の意思が記載された文書が提出されれば申請として扱うべきである。

2 処分庁の主張

暖房器具について、局長通知第7の2の（6）のイにより、局長通知第7の2の（6）のアの（ア）から（オ）までのいずれかの場合に該当し、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときに支給の要件を満たすとされている。

請求人が、火災前に住んでいた住居で使用していたストーブを、火災後も保有していることを確認しており、本件処分の対象となっている暖房器具は、局長通知第7の2の（6）のアの（ウ）の「災害により失った最低生活に直接必要な家具什器」には当たらないことから、支給の要件は満たさない。局長通知第7の2の（6）のイについては、上で述べたことと併せ、「最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがない」とはいえないため、支給の要件を満たさない。

処分庁に提出されたのは意見書であり保護変更申請ではなく、回答書は意見書に対して回答したものであり、保護変更申請を却下した処分ではない。保護申請却下処分を行った事実はないため、教示文は記載しなかった。

本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、本件審査請求は、理由がないものとして棄却されるべきである。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第12条は、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対し、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条第1号は、「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」と規定している。
- (2) 法第24条第1項は、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別な事情があるときは、この限りでない。(略)」と規定し、同条第9項は、第1項の規定は保護の変更の申請に準用すると規定している。
- (3) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)の別表第1の1の(2)のイは、冬季加算地域区分の表で宮城県をⅢ区とし、第2類の表における地区別冬季加算額の項においてⅢ区は11月から4月までとしている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第7は、「最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。」とし、第7の2は、「臨時的最低生活費(一時扶助費)は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。(略)(3)新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要」としている。

また、局長通知第7は、「最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査をし、正確に行わなければならないこと。」としている。

- (5) 局長通知第7の2の(6)は、家具什器費について、

「ア 炊事用具、食器等の家具什器

被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,500円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、47,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(イ及びウを除く。)を支給して差し支えないこと。

(ア) 及び (イ) 略

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

(エ) 及び (オ) 略

イ 暖房器具

被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、21,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が21,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、53,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。」としている。

2 回答書の処分性について

処分庁は、第2の2のとおり、意見書が保護変更申請ではなく、回答書については保護変更申請を却下した処分ではないと主張する一方で、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく本件審査請求については棄却することを求めており矛盾していることから、まず、回答書が保護変更申請却下処分の通知といえるのか検討する。

そもそも、保護変更申請は、保護の実施機関に一定の作為義務を課すものであるから、保護変更申請があったというためには、単に申請者が申請意思を有していたというのみではならず、申請者において申請の表示行為を行う必要があるということは当然である。もっとも、当該表示行為は予め要式が定められていない、いわゆる非要式行為であることから、保護変更申請の有無については、当該表示行為から申請者の申請意思を実質的に判断すべきである。

本件においては、第1の6のとおり、請求人及び代理人から提出された意見書には、「第1意見の趣旨」で「被保護者に対し、暖房器具購入費として6,500円を支給すべきである。」と明確に記載され、「第2意見の理由」で局長通知の規定を踏まえた主張が記載されていることを踏まえると、意見書を提出したことの真意は、暖房器具の購入費の支給を求めることにあったことは明らかである。したがって、意見書により請求人に保護変更申請の意思があることは明らかであり、意見書の提出は、保護変更申請と捉えるべきである。

したがって、処分庁からの回答書は、意見書の提出をもってなされた保護変更申請に対する却下処分（以下「本件処分」という。）と解すべきである。そこで、次に、本件処分における違法又は不当な点の有無を検討する。

3 本件処分の検討について

暖房器具の購入費用については、1の(5)のとおり、被保護世帯が局長通知第7の2の(6)のAに掲げる場合のいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときに認定して差し支えないとされている。

これを本件についてみると、請求人は、令和元年10月16日に火災に遭い、火災前に住んでいた住居で使用していたストーブ（2011年製の6畳用）は、火災の際に消火活動で水をかぶったものであることから、漏電や火災につながるおそれがあり、その使用を躊躇せざるを得ず、安全に使用することができないものであったと主張している。

これに対し、審理員が処分庁に説明を求めたところ、火災前に使用していたストーブは1台だけであり転居後も請求人宅にあることを確認しているが、そのストーブが使用可能なものか否かまで確認したわけではなく、単に物理的に請求人宅にあるということを確認したにすぎず、また、

消火で水をかぶった製品を請求人が使用することについては、廃棄しないで転居先に持ってきており、置き場所や設置の向きから使用できるものなのだろうと判断したとのことである。

最低生活費の認定は、1の(4)のとおり、必ず実地につき調査をし、正確に行わなければならないところ、最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないかどうか、直接必要な暖房器具の持ち合わせがないかどうかについても、被保護者の個別の事情を十分に把握し検討して判断しなければならないにもかかわらず、処分庁は、請求人が火災前に使用していたストーブが単に転居先にあることを確認しただけで本件処分を行っている。

しかしながら、水をかぶったストーブが使用可能かどうか確認することは、保安上困難であると考えられ、不具合等から不完全燃焼や火災等につながるおそれがあることを考慮すれば、そもそも請求人に対してその使用を控えさせるべきであると考ええる。

したがって、請求人は、令和元年10月に火災に遭い、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月である同年11月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがない状態にあったと認められ、暖房器具の購入に要する費用を認定することが適当であったと考えられることから、本件処分は、違法又は不当なものといわざるを得ない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年4月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

令和4年4月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

